

2025年3月19日

2025年2月の環境分野の主要政策動向のご紹介

2025年2月の環境分野における主要な政策動向をご紹介します。

BKLは2024年10月から毎月、環境分野における主要な政策動向をご紹介しますニュースレターを配信しています。ニュースレターは、この1ヶ月間の環境に係る法令及び告示等の改正現況、立法（行政）予告等の主な立法動向と、環境環境部の人事動向で構成されています。

I. 主な立法動向

1. 主要法令、告示等の最近の改正内訳（54件）

公布日 (施行日)	法令名(告示等)	主な改正内容	備考
2025年2月 27日	(資源循環保証金払戻しの文言及び再使用又はリサイクル表示に関する告知)	自治体が必要に応じて、資源循環保証金払戻しの文言及び再使用表示の適正性を標本調査等を通じて確認することができるように自主施行に改善	廃棄物
2月26日	(環境部中央事故収拾本部の構成及び運営等に関する規則)	環境部長官は災害の発生原因等危機兆候リストを作成・管理する危機兆候監視体系を構築・運用し、危機警報は関心、注意、警戒、深刻の段階別基準を踏まえて状況判断会議を経て発令するものとし、中央事故収拾本部会議の招集・運営等に関する事項を規定	その他
2月25日	環境部とその所属機関の職制	環境部に国際的な環境規制への対応及び環境協力のための政策官等を新設し、これに必要な人材1人(高位公務員イ級1人)は、環境部所属機関の国立環境人材開発院の院長の職級を高位公務員団に属する一般職公務員から4級に下方修正して環境部に再配置する等	その他
2月21日	環境影響評価法 施行規則	戦略環境影響評価対象の開発基本計画に対するオンライン公聴会の主宰者は、開発基本計画を策定しようとする行政機関の長が学識と経験の豊富な者の中から決まるようにし、オンライン公聴会は意見陳述時間等オンライン公聴会の開催に必要な事項を定め、「文化財」を「国家遺産」又は「埋蔵遺産」に変更し、事業者が3ヶ月以上の工事中止を環境部長官等に通知した	自然

		場合の当該工事中止期間については事後環境影響調査を実施しないように改善	
2月21日	飲料水管理法施行規則	飲料水の水質検査機関が検査業務を再委託したり、再委託された場合、違反行為の回数に応じて、1回目の違反時に業務停止1ヶ月、2回目3ヶ月、3回目6ヶ月、4回目以上の違反時には指定取消し処分とする基準を定め、冷温水器又は浄水器の設置・管理者に吐水口、水受け等を清潔に管理させるとともに、飲用湧水・塩地下水を輸入しようとする者が提出すべき書類のうち原水が水質の安全性を引き続き維持できる自然状態のきれいな水であるかを証明する書類を輸入申告日前直近1年以内に発行されたもの限るものとし、浄水器製造業者の自主品質検査周期を浄水器製造業の申告日を基準に2年を周期として、周期ごとに累計生産量が3千台を超える時点で各周期の初回検査を行い、それ以降は6ヶ月ごとにフォローアップ検査を実施	水質
2月20日	環境汚染施設の統合管理に関する法律施行規則	環境部長官は、統合管理事業場に対して5年ごとに実施する許可条件・許可排出基準の変更検討のため、毎年、その翌年度に変更検討対象となる許可の事業者を環境部のインターネットホームページに掲載するようにするとともに、毎四半期ごとにその翌四半期の当該事業者に変更検討計画を個別に通知するようにし、当該事業者は通知を受けた日から120日以内に統合環境管理計画書を提出	その他
2月20日	(安全確認対象生活化学製品の小分け販売等に関する指針)	小商工人の負担緩和、ゼロ・ウェイスト拡散等に向け、製品の特性と危害懸念レベル等を考慮して原製品、原製造・輸入者、小分け及び提供等の用語を定義し、一部の小分け製品の処理特例を告示で制定	化学
2月19日	(浄水場の衛生安全認証の詳細運営基準)	浄水場の衛生安全認証に対する詳細な認証評価基準、方法・手続、認証取消し等の詳細を告示で制定	水質
2月18日	(化学物質の有害性審査結果)	新規化学物質固有番号236件の化学物質名称を改正	化学 (化学物質安全院)
2月18日	飲料水管理法施行令	飲料水水質検査機関において検査を担当する技術人材が検査を行うにあたり、故意又は重大な過失により虚偽の検査成績書を発行したり、虚偽の検査結果記録を作成する等に該当する場合は、1回目6ヶ月、2回目9ヶ月	水質

		月、3回目以上の違反で資格停止1年という基準を設定	
2月17日	大気管理圏域の大気環境改善に関する特別法施行規則	大気管理圏域の大気環境を改善するため、事業場に対する大気汚染物質排出許容総量の割当及び追加割当の基準となる大気汚染物質別最適防止施設の基準濃度を強化し、大気汚染物質の排出許容基準による排出施設の分類体系に合わせて大気汚染物質別最適防止施設の分類基準を整備	大気
2月17日	(不当な環境性表示・広告行為通報報奨金の支給基準)	通報者1人当たりの支給基準を3百万ウォンから10件に調整して特定の通報者らの一般通報件による予算の早期枯渇を改善し、優秀通報を奨励するとともに、予算の範囲を支給が決定された当年度の予算とし、報奨金支給基準を明確化	その他
2月13日	(特定軽油自動車等の低公害措置及び補助金の支給等に関する規程)	老朽化した軽油自動車のほか、老朽化した5等級ガソリン・ガス自動車等も早期廃車支援対象に拡大し、オンライン請求電算システムの構築及び補助金の算定・支給に関する現行規定の一部不十分な部分を改善	大気
2月7日	温室効果ガス排出権の割当及び取引に関する法律施行令	自発的排出権の割当対象企業となり得る企業の基準を直近3年間の年平均温室効果ガス排出総量が二酸化炭素換算3千トン以上に具体化し、市場参加者の範囲を追加で定めるとともに、排出権取引仲介会社の詳細な登録要件及び登録取消しされた排出権取引仲介会社が保有する排出権の処分方法を定め、事業場内施設の稼働実績の増加(115%)による排出権の追加割当の詳細基準及び施設の稼働停止(85%)等に伴う排出権の割当取消しの詳細基準を設定	大気
2月7日	(使い捨て用品の使用規制に関する業務処理指針)	使い捨て用品の使用抑制・無償提供禁止の適用除外事項に、店舗外での使用を条件に提供した使い捨て用品を顧客の都合で店舗で使用する場合は追加	廃棄物
2月7日	(温室効果ガス排出権の取引に関する告示)	市場参加者を明確にするとともに、先物商品の導入等を考慮して投資仲介業者等を追加するほか、排出権取引口座申請時の提出書類を整備し、委託売買の導入に伴い、排出権取引仲介会社と信託業者は目的に応じて区分して取引口座を申請するようにし、市場参加者に対する保有限度額を設定する際の詳細な手続を設ける等、排出権取引市場の排出権取引仲介会社を通じた仲介取引の導入及び市場参加者拡大の詳細を整備	大気

2月7日	(温室効果ガス排出権取引所の監督に関する告示)	取引所の相場の公示の詳細、情報交流の遮断、警告及び業務停止措置などに引上げて立法した内容を削除するとともに、取引所手数料について環境部長官の意見を聴取して協議する手続を整備	大気
2月7日	(温室効果ガス排出権取引制度の排出量報告及び認証に関する指針)	割当対象事業者が権利と義務等の変更事項が発生した場合の事由発生時点について、権利と義務の承継通知が行われた時点として提出時期を明確化するとともに、捕集した二酸化炭素の移動及び貯蔵時の漏洩発生に対する排出量算定基準を新設	大気
2月7日	(温室効果ガス排出権の割当及び取消しに関する指針)	排出権取引制の自発的な参加企業の要件を定め、排出権の割当取消し、追加割当の基準を変更し、減少・増加区間別に段階的に割当取消量、追加割当量を算定するとともに、争訟結果による追加割当、割当取消しの根拠を規定し、追加割当、割当取消し、権利の無承継に関する手続を合理的に改善	大気
2月7日	(排出権取引市場の排出権取引仲介会社に関する告示)	排出権取引仲介会社の登録要件である設備基準を立法の引き上げに伴い削除し、排出権取引仲介会社の登録手続の詳細を設け、登録取消しされた排出権取引仲介会社の排出権の処分手続に関する詳細を整備	大気
2月7日	(排出権の有償割当及び市場安定化措置のための排出権の追加割当に関する規程)	有償割当対象企業を有償及び無償割当対象企業に範囲を拡大し、仲介取引の導入に伴い、競売も委託者が排出権取引仲介会社を介して参加できるように改正するとともに、排出権取引仲介会社のミスにより代金決済が行われない場合の応札者への制裁を設けない条項を設定	大気
2月3日	(炭素中立都市の指定等に関する告示)	炭素中立関連事業の推進及び事業専任組織、詳細基準と炭素中立都市の指定及び指定取消し等、関連する詳細な基準と手続を告示で制定	大気
2月3日	(承認猶予対象既存殺生物物質の指定)	既存指定物質の殺生物製品の類型3種について追加指定及び承認猶予期間を付与し、承認が完了した殺生物物質6種を追加指定	化学 (化学物質安全院)
1月30日	(気候危機対応団の設置及び運営に関する規程)	気候対応政策力量の強化を総括するなど、気候変動に対する責任ある迅速な対応を行うため、自律機構である「気候危機対応団」の設置とその運営等に必要事項を制定	大気

1月24日	野生生物の保護及び管理に関する法律施行規則	観覧又は学術研究目的に用途変更したクマの飼育が可能な施設を生息地以外の保全機関等とするとともに、飼育クマ保護施設の運営を受託できる機関を国立公園、国立生態院等とし、飼育クマ保護施設を設置・運営しようとする者は飼育クマ保護施設登録申請書を環境部長官に提出	自然
1月24日	水道法施行規則	浄水場の衛生安全認証基準を具体的に定め、浄水場の衛生安全認証を取得しようとする一般水道事業者は、浄水場の衛生安全認証申請書に認証基準に適合することを証明する書類を添付して韓国上下水道協会長に提出	水質
1月24日	水環境保全法施行規則	緩衝貯留施設に対する技術診断を行う場合には、流入する汚水・廃水等の特性調査及び方法の適正性等を含めるようにするとともに、改善計画を策定する際には緩衝貯留施設の問題点・改善案等を含めるようにし、廃水排出施設の汚水・廃水流入処理の承認を得ようとする者は、申請書に汚水・廃水排出工程図・配管図等を添付して公共廃水処理施設を設置・運営者に提出	水質
1月24日	地下水法施行規則	流出地下水利用計画の変更申告事項を定め、地下水障害が発生したり発生するおそれがある場合には、観測井の設置及びモニタリングと流出地下水利用施設の点検・改善の措置を命じることができるようにし、地下水浄化業の登録申請がある場合に住民登録番号を除く事業者登録証明へと変更	水質
1月21日 (1月24日)	地下水法施行令	流出地下水利用計画の重要事項の変更及び利用終了を申告するようにするとともに、これに違反して申告しなかった者に1回目の違反時30万ウォン、2回目50万ウォン、3回目以上100万ウォンの過料を科し、流出地下水の活用度を高めるため、工業用水及び農業・漁業用水にまで拡大	水質
1月21日 (1月24日)	野生生物の保護及び管理に関する法律施行令	有害野生動物に餌を与える行為の禁止・制限事項に違反した場合、1回目の違反時20万ウォン、2回目50万ウォン、3回目以上100万ウォンの過料を科し、飼育クマの脱走など安全事故発生時の申告又は事故収拾に必要な措置義務に違反した場合、1回目の違反時100万ウォン、2回目150万ウォン、3回目以上200万ウォンの過料を賦課	自然

1月21日 (1月24日)	水道法施行令	災害による被害地域の範囲及び復旧に必要な期間等を考慮して地方自治体の条例で水道料金を減免できるようにし、浄水場の衛生安全認証を取得せずに証明書を作成・使用したり類似の認証表示をした者に対し、1回目の違反時300万ウォン、2回目の違反時400万ウォン、3回目以上の違反時500万ウォンの過料を賦課	水質
1月21日 (1月25日)	水環境保全法施行令	公共排水処理施設を設置・運営する者は、汚水・廃水の流入処理又は排水設備の設置に対する承認申請を受け、遵守の可否等を検討して申請者に承認書を発行するとともに、排水設備に対する措置命令を下す場合には措置の内容・履行期間を含めるようにし、承認を得ていなかったり措置命令に違反した者に対し、1回目の違反時60万ウォン、2回目の違反時80万ウォン、3回目以上の違反時100万ウォンの過料を賦課	水質
1月13日	(生活廃棄物搬入協力金の算定に関する告示)	生活廃棄物搬入協力金は、焼却施設、埋立施設、飲食物品類処理施設など廃棄物処理施設ごとの上限金額とし、上限額の範囲内で、生活廃棄物を搬入して処理する地方自治体の条例で定めるようにする等、告示で制定	廃棄物
1月13日	(建設廃棄物法違反事実の公表の手段及び方法等に関する告示)	建設廃棄物排出者又は処理業者が「建設廃棄物のリサイクル促進に関する法律」に違反して行政処分、懲役刑又は罰金刑、科料処分を受けたり、刑が確定した場合にその違反事実を毎年4月30日までに環境部のホームページに1年間公表するための具体的な方法及び手続等を制定	廃棄物
1月10日	(化学事故予防管理計画書の履行等に関する規程)	化学事故予防管理計画書の履行点検及び地域社会への告知に際しての用語及び文言を整備し、書面点検結果の通知及び地域社会への告知の方法に関する行政サービスを追加拡大	化学 (化学物質安全院)
1月8日	(生活化学製品及び殺生物剤管理委員会運営規程)	管理委員会及び専門委員会の幹事と書記の資格を拡大し、管理委員会の審議・議決の電子的処理の根拠を設定	化学
1月7日	(包装材のリサイクル容易性等級評価基準)	ガラス瓶、合成樹脂容器・トレイ類のリサイクル容易性等級評価基準に「リサイクル最優秀」等級を新設	廃棄物
1月6日	(水環境測定網の設置・運営計画)	総量測定網82ヵ所の閉鎖及び自動測定網2ヵ所の新設(会川、清道川)など、地点を新設・調整・閉鎖し、自	水質

		動測定網の調査項目のうち、未測定 of 鳥類項目を削除するなど、運営上の改善事項を反映	
1月2日	(2025年水素自動車補助金指針)	水素自動車の普及支援予算7,218億ウォンを反映し、水素バス2,000台、水素乗用車11,000台、水素貨物車・水素清掃車各10台に対する購入補助金を支援するとともに、高性能の車両の普及を誘導し、水素バス整備センターの拡充及び緊急現場出動サービスの提供を義務づけ	大気
1月2日	(建設廃棄物処理役務適格業者の評価基準)	推定価格15億ウォン以上の役務のうち、不適切処理可能性評価項目において、5千万ウォンを営業停止3ヶ月以上の処分に変更し、1月以上・2千万ウォン以上を1ヶ月又は営業停止1ヶ月処分に変更するなど一部を調整	廃棄物
1月1日	(廃プラスチックリサイクル原料を使用したリサイクル義務生産者の義務量減免手続等に関する告示)	2024年のリサイクル原料使用量の認定上限を製品・包装材出荷量の15%の割合に設定	廃棄物
1月1日	(製品等の循環利用性評価手続及び方法等に関する告示)	評価方法及び手続等に関する詳細は運営機関が環境部の承認を得て定められるようにし、専門家諮問委員会の諮問を受ける業務を定めるとともに、評価結果の公開審議委員会は評価結果の公開事由が発生したときに構成して公開時まで運営するようにし、審議事項として疎明意見の反映可否、公開方法及び公開期間等を規定	廃棄物
1月1日	(市・道循環経済成果管理の運営等に関する指針)	循環経済社会転換促進法により指定・告示された循環資源の生産量も循環資源認定量に含め、市・道の循環経済成果管理のために設定する目標に廃棄物発生削減率を追加し、適用対象廃棄物を管轄地域で年間発生する生活廃棄物と事業場廃棄物とするなど算定方法を規定	廃棄物
1月1日	(2025年製品・包装材別リサイクル義務率)	金属缶など包装材5種とタイヤなど製品24種に対する2025年度製品・包装材別リサイクル義務率を告示	廃棄物

2. 主な環境部の立法（行政）予告（43件）

予告期間	法令名(行政規則名)	主な内容	備考
2025年2月 26日～4月 14日	化学物質管理法 施行規則	有害化学物質の特性と取扱量など取扱危険度を考慮して営業許可・申告対象を差別化するなど営業申告手続を新設し、新規に指定された有害化学物質を取扱う事業場を安全性評価対象に追加する規定を設け、取扱施設の設置・定期・随時検査制度の合理化及びインセンティブ制度を導入し、取扱施設の定期安全診断制度の再編及び自主点検対象の整備など、有害化学物質を危険度及び取扱量に応じて段階的に管理するよう改正	化学
2月21日～ 4月3日	資源の節約とリサイクル 促進に関する法律施行令	プラスチック再生原料の使用を促進するため、リサイクル指定事業者のプラスチック再生原料使用義務の対象を従来の「合成樹脂その他プラスチック物質製造業」から「ペットを使用して最終製品を生産するミネラルウォーター生産業その他非アルコール飲料製造業」に変更	廃棄物
2月21日～ 4月2日	環境技術及び環境産業支 援法施行令	環境技術人材の養成及び教育の強化、確保・管理等、環境技術人材の育成に関する業務を専門機関に委託することができる根拠と、環境技術人材の固有識別情報の処理根拠を整備	その他
2月26日～ 3月17日	(温室効果ガス工程試験 基準)	実験室安全規則、試料採取方法等を新設し、環境大気中の二酸化炭素、メタン及び排出ガス分野のバイオガスのうちメタン測定方法を新設し、キャビティリングダウン分光法を包括的な分析法概念のレーザー吸収分光法に改正	大気 国 立環境 科学院
2月25日～ 3月17日	(温室効果ガス目標管理 の運営等に関する指針)	温室効果ガス目標管理制に参加する管理業者が絶対量方式で目標を設定して国家温室削減目標との整合性を図り、計画期間内において排出許容量を繰越・借用するようにするとともに、外部事業の温室効果ガス削減量を履行実績として提出	大気
2月24日～ 3月16日	(残留性汚染物質測定網 の設置・運営計画)	一般測定網の調査項目及び調査周期、予備項目を改正し、試料採取が不可能な既存の調査地点を近隣地点に調整	化学
2月24日～ 3月17日	(水生生態系現況調査計画)	河川・河口の水生生態系現況調査の2022～2024年調査計画について、2025～2027年調査計画で調査地点数を調整	水質

2月14日～ 2月24日	(安全確認対象生活化学製品の試験・検査基準及び方法等に関する規程)	ニトロメタン等36種の化学物質に対する新規標準試験手順を告示に収録し、ピレスラム、EDTA、次亜塩素酸、ハイドロキノン等に対する試験法を標準試験手順として改善案を策定	化学(化学物質安全院)
2月14日～ 2月28日	(非点汚染源管理地域の指定告示)	唐津市唐津川流域の非点汚染物質の流出低減及び水質改善に向け、非点汚染源管理地域として追加指定	水質
2月14日～ 3月6日	(廃棄物処理業の許可等に関する業務処理指針)	みなし処理対象処理業者の初回有効期間を一元化し、統合許可対象処理業者の適合性確認満了日の適用基準を確立する等、廃棄物処理業適合性確認制度の円滑な施行に向けて業務処理手順を明確に規定	廃棄物
2月14日～ 3月6日	(廃棄物処理現場情報の伝送方法等に関する告示)	建設機械の運搬及び廃電柱運搬車両の位置情報の伝送は除外し、電気未供給地域の映像情報の伝送を除外するなど、廃棄物処理現場情報伝送制度の施行に伴う一部不備点を改善	廃棄物
2月13日～ 3月5日	(環境影響評価書等の作成等に関する規程)	発注庁の代行費用算定基準の反映義務を反映し、開発基本計画に対する戦略環境影響評価書の詳細評価項目と環境影響評価書等の非公開を求める根拠規定を訂正	自然
2月12日～ 3月4日	(化学物質の分類及び表示等に関する規程)	クリソタイル(白石綿)を制限物質から禁止物質に調整	化学(化学物質安全院)
2月12日～ 3月4日	(建設廃棄物の処理等に関する業務処理指針)	2022月10日1日より施行された廃棄物処理現場情報伝送制度に対する履行義務を明示し、専用車両の場合、同一車両に対して重複して収集・運搬証を発行することができないようにするとともに、臨時車両に限り可能である旨を明示し、循環土砂使用用途のうち、農地改良のための盛土用として使用できる根拠条項を修正	廃棄物
2月11日～ 3月4日	(製作自動車の試験検査及び手続に関する規程)	輸入鉄道車両の排出ガス認証のため、国際標準試験方法に基づく「鉄道車両の排出ガス測定方法」を明示し、「軽油鉄道車両の排出ガス測定方法」を新設	大気
2月11日～ 3月4日	(廃棄物処理事業及び廃棄物処理施設の設置・運営実態の評価方法及び手続等に関する規程)	地方自治体の安全性評価項目を具体化して安全管理の実効性を高め、住民支援事業の実績公開の有無を評価に反映	廃棄物

2月7日～ 2月27日	(八堂・大清湖上水源水 質保全特別対策地域の指 定及び特別総合対策)	特別対策地域内において、生態学習のためのエコ教育 用船舶の運航を許容し、農薬と肥料を使用しないパー クゴルフ場の立地を制限的に許容	水質
2月4日～ 2月13日	(生態・景観保全地域の 管理業務の委託に関する 告示)	生態・景観保全地域管理基本計画の履行に必要な事業 を国立公園公団に委託し、効率的かつ専門的に事業を 推進するために告示で制定	自然
1月24日～ 2月13日	(環境部長官が維持・保 守する国家河川の施設及 び区間の告示)	堤防排水施設の維持・保守の主体は環境部であり、操 作・運営は除くことを具体的に明示	水質
1月23日～ 2月13日	(資源循環保証金払戻し の文言及び再使用表示に 関する告示)	自治体が必要に応じて、資源循環保証金払戻しの文言 及び再使用表示の適正性を標本調査等を通じて確認す ることができるように自主施行に改善	廃棄物
1月20日～ 2月10日	(安全確認対象生活化学 製品の小分け販売等に関 する指針)	安全基準の適合確認及び届出を済ませた安全確認対象 生活化学製品の小分け販売・贈与等に関する事項を告 示で制定	化学
1月20日～ 1月31日	(特定軽油自動車等の低 公害対策及び補助金支給 等に関する規程)	老朽化した軽油自動車のほか、老朽化した5等級のガ ソリン・ガス自動車等も早期廃車支援対象に拡大し、 オンライン請求電算システムの構築及び補助金の算 定・支給に関する現行規定の一部不十分な部分を改善 し、早期廃車補助金支援事業の実効性を向上	大気
1月17日～ 1月31日	(温室効果ガス排出権取 引制度の排出量報告及び 認証に関する指針)	割当対象事業者が権利と義務等の変更事項が発生した 場合、事由発生時点を権利と義務の承継通知が行われ た時点として明確化し、捕集した二酸化炭素の移動及 び貯蔵時の漏洩発生に対する排出量算定基準を新設	大気
1月16日～ 2月26日	ダム建設・管理及び周辺 地域支援等に関する法律 施行令	環境部長官が必要と認めるダムのうち、総貯水容量が 10万立方メートル以上のダムを整備事業対象に含め、 ダム周辺地域整備事業費の追加金額の上限を引き上げ るとともに、貯水面積及び総貯水容量に応じた係数を 調整し、ダム周辺地域整備事業の詳細事業内容を地域 社会の要求と変化した農村・漁村の状況等を考慮して 現行化	水質
1月16日～ 2月26日	河川法施行令	河川管理庁と協議して実施する安全・応急措置に該当 する緊急工事は、河川工事施行計画の策定手続を省略 できるように軽微な河川工事に含める。	水質

1月15日～ 2月3日	(化学物質の有害性審査 結果)	資料保護期間(2023年)の満了に伴い、化学物質名称が資料保護の対象となり「総称名」で告示された物質の化学物質名称を公開し、同一物質の場合は1件として告示するものの、当該件以外の化学物質名称欄に「固有番号～と同じ」と記載し、当該化学物質の有害性、分類及び表示等を確認することができるように改善	化学(化学物質 安全院)
1月10日～ 1月15日	飲料水管理法施行令	飲料水管理法において検査機関の技術人材の資格停止が新設されことにより、虚偽の検査成績書を発行したり検査結果記録を作成した技術人材に対する国家技術資格停止期間を規定し、技術人材の行政処分をより細分化	水質
1月8日～ 2月19日	水道法施行令	2以上の地方自治体が水道事業の運営・管理を一元化する水道事業の統合を推進する場合の水道整備計画及び水道事業統合計画の策定権者、水道事業統合計画等に含まれる必要のある事項を規定	水質
1月8日～ 1月31日	(不当な環境性表示・広告行為通報報償金の支給 基準)	通報者1人当たりの支給基準を300万ウォンから30万ウォンに調整し、予算の範囲を支給が決定された当年度の予算に限定	その他
1月6日～ 1月15日	野生生物の保護及び管理 に関する法律施行規則	野生動物により反復・継続的に発生する財産上の被害を「都心部や住宅街等で発生する車両・建物・施設等の腐食及び破損」とし、クマの飼育禁止(2026年～)に伴い、クマの飼育が可能な施設の種類を定めるとともに、飼育クマ保護施設を運営することのできる機関・法人・団体の種類と飼育クマ保護施設の登録にあたっての必要事項及び手続等を規定し、飼育クマ保護施設登録証を整備	自然
1月2日～ 1月10日	(2025年度電気自動車購入補助金の再編)	2025年度の電気自動車補助金予算1兆5千億ウォン(電気乗用7,800億ウォン、電気乗合1,530億5千万ウォン、電気貨物5,727億2千万ウォン)に合わせ、1回の充電走行距離と充電速度の速さ、電気自動車の値下げ誘導及び実需者を考慮した補助金支給策を策定	大気

3. 環境に係る主な議員立法案（37件）

発議日 (発議者)	法令名	主な内容	進 行
2025年2月27日(キム・ドンア議員等21名)	騒音・振動管理法	小商工人が確認検査代行者登録要件に一時的に満たない場合の自発的な是正機会の根拠を整備	委員会回付 (2月28日)
2月27日 (キム・ドンア議員等21名)	水環境保全法	小商工人が測定機器管理代行業の登録要件に一時的に満たない場合の自発的な是正機会の根拠を整備	委員会回付 (2月28日)
2月27日 (キム・ドンア議員等21名)	大気環境保全法	小商工人が測定機器管理代行業の登録要件に一時的に満たない場合の自発的な是正機会の根拠を整備	委員会回付 (2月28日)
2月27日 (キム・ドンア議員等21名)	家畜糞尿の管理及び利用に関する法律	小商工人が処理施設の設計・施工業の登録基準に一時的に満たない場合の自発的な是正機会の根拠を整備	委員会回付 (2月28日)
2月26日 (環境労働委員長)	環境技術及び環境産業支援法	グリーン産業の育成を活性化するために環境技術の概念を拡大し、環境専門工事業・環境コンサルティング会社登録制度の運営に必要な事項を追加・修正し、環境産業体の創業と環境技術の事業化の行政的・財政的支援の根拠を設け、環境関連認証の有効期間及び延長に対する法的根拠を新設	本会議で原案可決 (2月27日)
2月26日 (環境労働委員長)	廃棄物管理法	行政代執行費用の滞納者に対し「地方行政制裁・賦課金の徴収等に関する法律」に基づく徴収根拠を設け、不適正処理廃棄物に対する措置命令対象者が2人以上の場合の優先順位を定め、使用終了(閉鎖)した埋立施設上部の土地用途の範囲を拡大し、廃棄物処理施設、駐車場、野積み施設等を含める。	本会議で原案可決 (2月27日)
2月26日	資源の節約とリサイクル	プラスチック再生原料の使用を促進するため、製品及び容器の製造者に再生原料使用義務を定め、	本会議で原案可決

(環境労働委員長)	ル促進に関する法律	廃棄物負担金減免制度の規定を明確化するとともに、再生原料使用率表示制度に関する規定を整備	(2月27日)
2月26日 (環境労働委員長)	自然環境保全法	自然環境復元事業の民間参加に対する法的根拠を設け、自然環境復元支援センターの指定根拠等を新設し、地方自治体長による生態観光活性化戦略の策定・実施の法的根拠を設け、生態系保全負担金の徴収方法の改善及び保護地域情報に対する構築・運営の法的根拠を整備	本会議で原案可決 (2月27日)
2月26日 (環境労働委員長)	水の再利用促進及び支援に関する法律	工場内の生産工程で使用される温排水も再利用できるようにし、温排水再利用施設を設置する者と温排水再処理水の供給を受ける者が財政支援を受けられるように改善	本会議で原案可決 (2月27日)
2月26日 (環境労働委員長)	大気環境保全法	粉塵の定義を「ろ過性粉塵」と「凝縮性粉塵」に細分化して規定し、建設機械についても排出ガス関連部品の性能を低下させる行為を禁止するとともに、性能を低下させる製品の販売等を根本的に禁止	本会議で原案可決 (2月27日)
2月26日 (環境労働委員長)	大気管理圏域の大気環境改善に関する特別法	軽油自動車に対して使用を制限(2024年1月1日)しているが、特定目的の軽油自動車の使用制限制度の安定的な定着に向け、協力要請の対象を拡大し、例外根拠を設け、適用例の基準を変更	本会議で原案可決 (2月27日)
2月26日 (環境労働委員長)	環境犯罪等の取締り及び加重処罰に関する法律	「環境汚染施設の統合管理に関する法律」が適用される施設と「残留性汚染物質管理法」が適用されるダイオキシン等の汚染物質についても課徴金の賦課対象に含め、行政処分の効果の承継にあたり善意の譲受人を保護するとともに、環境部長官が譲渡人の処分前歴等に関する情報を譲受人に提供できるようにし、環境部長官が関係機関の長から指導・点検に関する資料と環境汚染申告及び報奨金制度の運営に関する資料の提供が受けられるように改善	本会議で原案可決 (2月27日)
2月25日 (イ・ソヨン議員等10名)	気候危機対応のための炭素中立・グリーン成長基本法	温室効果ガス排出量が年度別削減目標に合致しない場合、結果報告書を公開した日から30日以内に温室効果ガス削減計画を提出するようにし、年度別温室効果ガス削減目標の履行状況の点検結果に基づく不足事項又は改善事項を反映していない場合は委員会にその理由を通知するようにすると	委員会回付 (2月26日)

		もに、炭素中立グリーン成長基本計画を国会と地方議会に報告する時点を事前報告に変更して国会と地方議会の意見を集約できるようにし、必要に応じて是正又は改善を勧告	
2月25日 (キム・ソヒ議員等11名)	室内空気質管理法	多重利用施設等の室内空気質管理対象である「汚染物質」を室内空間の空気汚染の原因となるガスと浮遊する粒子状物質等として環境部令で定めるものと定義しているが、汚染物質に「ウイルス」を追加する等「汚染物質」の定義を拡大	委員会回付 (2月26日)
2月24日 (キム・ウィサン議員等11名)	大気環境保全法	飛散粉塵発生事業場に対する事業の中止、施設等の使用中止又は使用制限の行政処分命令期間に関する根拠がないことから、法令に飛散粉塵規制に違反した際の行政処分の根拠規定を整備	委員会回付 (2月25日)
2月24日 (パク・ジョン議員等12名)	気候危機対応のための炭素中立・グリーン成長基本法	気候環境部の再編とともに、2050炭素中立委員会の幹事委員を国務調整室長から環境部長官に変更し、気候コントロールタワーとしての気候環境部の役割と機能を明確化	委員会回付 (2月25日)
2月21日 (イム・イジャ議員等11名)	大気環境保全法	塗料に対する揮発性有機化合物の含有基準は、環境部令で定めた基準を超える塗料を供給又は販売できないように規定していることから、現在流通している塗料・包装に容器揮発性有機化合物の含有基準と含有量等を正確に表示するようにし、揮発性有機化合物の管理・使用実態調査を実施	委員会回付 (2月24日)
2月21日 (キム・ウィサン議員等12名)	自然環境保全法	自然環境保全基本計画の策定周期を10年から5年に短縮し、2年ごとに分析・評価する自然環境保全基本計画の施行成果を国会に提出	委員会回付 (2月24日)
2月21日 (パク・ジョン議員等11名)	温室効果ガス排出権の割当及び取引に関する法律	排出権市場の活性化に向けて実質的に必要な法的根拠と、健全な市場運営のための管理監督強化規程を法律に反映するとともに、企業の排出権の提出に対する義務事項をより明確化し、検証機関及び検証審査員、検証協会の管理を改善	委員会回付 (2月24日)
2月21日 (パク・ジョン議員等12名)	資源の節約とリサイクル促進に関する法律	事業場の漏れを防止し、より正確な課税情報に基づいて負担金又は賦課金を課すために「必要な課税情報」を「付加価値税課税標準情報」とし、	委員会回付 (2月24日)

名)		「納税者の身上事項」を「事業者登録番号」に改正	
2月18日 (キム・ソヒ議員等13名)	廃棄物管理法	指定廃棄物許可権者である地方環境庁長と一般廃棄物許可権者である地方自治体長は、指定・一般廃棄物を混合して処分する施設の同一の一つの法律違反行為に対して重複して行政処分を行うことができるようにしているが、同一の違反事項に対する重複処분을禁止	委員会回付 (2月19日)
2月17日 (パク・ホンベ議員等15名)	自然環境保全法	有害野生動物の捕獲許可を得た場合及び洪水予防のために必要な河川工事と維持・保守事業を実施する場合を生態・景観保全地域の行為制限事項の例外規定として追加	委員会回付 (2月18日)
2月11日 (キム・テソン議員等18名)	土壤環境保全法	常習的に土壤汚染関連犯罪を犯した者は、その罪で定められた刑の2分の1まで加重処罰	委員会回付 (2月12日)
2月11日 (キム・ソヒ議員等16名)	温室効果ガス排出権の割当及び取引に関する法律	排出権割当基準を「企業」から「事業場」単位に変更するとともに、有償割当か無償割当かの判断基準指標の一つである「費用発生度」を「炭素集約度」に変更し、有償割当の競売量の調整による規則ベースの市場安定化制度の導入等が含まれる内容を法律に反映するとともに、排出権の追加割当、割当取消しの一部事由を法律に引上げて立法し、第1次計画期間に限って認めていた早期削減実績に関する旧条文を削除	委員会回付 (2月12日)
2月7日 (チョ・ジョン議員等13名)	環境政策基本法	現在、環境政策討論・懸案研究等を行っている社団法人韓国環境韓林院がより体系的に運営されるように法的根拠を整備	委員会回付 (2月10日)
2月5日 (ウ・ジェジュン議員等13名)	化学物質の登録及び評価等に関する法律	年間1トン以上の既存化学物質を製造又は輸入しようとする者が化学物質を共同登録する際の費用分担に対する公正性と透明性を高め、共同登録に参加する主体間の紛争が発生した場合にこれを適切に調整することのできる方策を設け、調整によっても問題の解決が難しい場合は後発登録申請者の権利を救済するための関連制度を補完し、国外製	委員会回付 (2月6日)

		造・生産者が代理人を変更する場合に既存の代理人が行った化学物質の登録等の業務の効力が新しい代理人に承継されるように法的根拠を整備	
2月4日 (キム・ソンギョ議員等10名)	生活化学製品及び殺生物剤の安全管理に関する法律	化学物質を「元素・化合物及びそれに人為的反応を起こして得られた物質と、自然の状態で存在する物質を変形(化学的変形に限る)させたり、抽出又精製したもの」と明確に定義	委員会回付 (2月5日)
1月24日 (キム・ウィサン議員等11名)	河川法	農業用水計測施設の設置対象を1日5千立方メートル以上取水する者にその対象を拡大し、計測施設の設置に必要な費用を支援できるようにするとともに、定期的に河川水使用料の適正性を検討し、その結果を使用料に反映	委員会回付 (1月31日)
1月24日 (キム・ソヒ議員等15名)	大気環境保全法	電気自動車、水素自動車等の充電施設事業者に充電施設の位置、規模等の設置情報を電算網に登録し、充電施設の充電料金等の利用情報をリアルタイムで提供させるようにし、充電施設の故障時の迅速な修理等のための管理基準を設け、適正に管理されているかどうか等を確認することのできる専任機関を指定	委員会回付 (1月31日)
1月15日 (イム・オギョン議員等10名)	資源の節約とリサイクル促進に関する法律	リサイクル基盤施設の設置義務の対象に大統領令で定める規模以上の共同住宅団地や宅地を開発しようとする者を含める。	委員会回付 (1月16日)
1月15日 (ハ・ソンム議員等10名)	気候危機対応のための炭素中立・グリーン成長基本法	気候対応基金の用途に「石炭火力発電所の廃止及び廃止地域の支援に関する特別法」による石炭火力発電所廃止地域の公正な転換支援を追加	委員会回付 (1月16日)
1月14日 (ミン・ヒョン議員等10名)	廃棄物処理施設の設置促進及び周辺地域の支援等に関する法律	廃棄物処理施設を運営する自治体は、他の地域の廃棄物を処理する際、搬入手数料のほか追加加算金を課しているが、追加加算金を従来の10%から20%に引上げ	委員会回付 (1月15日)
1月10日 (パク・ホンベ議員等23名)	循環型経済社会転換促進法	製品の持続可能な使用と循環性向上のため、製品の生産段階からこれを考慮した設計及び生産ができるように、生産者が循環燃料の使用拡大とエコ	委員会回付 (1月13日) 撤回

名)		燃料転換支援政策を推進できる原則を整備	(1月16日)
1月9日 (キム・ソヒ議員等12名)	気候危機対応のための炭素中立・グリーン基本成長法	気候対応基金の管理主体である企画財政部が気候対応基金を使用する事業の成果を評価し、その結果を国会に報告	委員会回付 (1月10日)
1月9日 (キム・ウィサン議員等10名)	環境教育の活性化及び支援に関する法律	学校環境教育の義務実施対象学校に高校を追加し、環境部長官が3年ごとに学校環境教育の推進成果を評価	委員会回付 (1月10日)
1月8日 (イ・ソヨン議員等10名)	環境技術及び環境産業支援法	不当な表示・広告行為の規制対象範囲を「製品」から「製品等」に拡大し、電力生産量又は売上高の30%以上を化石燃料発電事業や発電用化石燃料の採掘、輸入、加工、販売等の事業に依存する企業をグリーン企業に指定できないようにするとともに、作成・公開すべき環境情報に消費電力に占める再生可能エネルギーの調達割合を盛り込む。	委員会回付 (1月9日)

II. 環境部の最近の政策推進動向

1. 2025年環境部業務計画の主な内容

1) 2025年の重点推進課題

● 気候危機への対応

➤ 気候対策の総括

- 「気候危機への適応及び国民安全の強化に関する特別法」の制定推進
- 気候適応に関するカスタマイズ型「統合情報プラットフォーム」の構築を本格的に推進

➤ 気候災害に備えた水管理システムの整備

- 洪水期の前（5月）に徹底した準備態勢を構築し、脆弱区間を速やかに整備
- 気候対応ダム候補地の確定、ダム周辺地域の基盤施設拡充事業費を2倍に拡大
- 雨水トンネル（光化門、江南駅）、地下防水路（道林川）の設置に本格的に着手

➤ 安定的な水供給基盤の構築

- 安東ダムを活用し、大邱・慶尚北道にきれいな水の供給（46万トン/日）を確定
- 龍仁半導体クラスター（107万トン/日）、浦項二次電池特化団地（2.1万トン/日）など先端産業用水の供給ための用水供給施設を適期に造成
- 水の再利用範囲を原発以外のすべての温排水路で再利用できるように制度を改善

➤ 大気汚染及び水質汚染からの保護

- 住宅街の事業場密集地域における「まちのきれいな空気パッケージ」事業を推進
- 大気管理圏域内の事業場の排出許容総量を段階的に縮小し（2029年までに2023年比約30%縮小）、多排出業種の排出許容基準を強化
- 微量汚染物質・過フッ化化合物のモニタリング項目を拡大し、廃水管路の技術診断を義務付け

● 炭素中立

➤ 削減目標の策定

- 「2035国家温室効果ガス削減目標」の策定、国連気候変動枠組条約事務局への提出（2025年下半期）
- 2050年までの温室効果ガス削減経路の法制化（～2026年2月）を推進、「気候危機対応のための炭素中立・グリーン成長基本法」改正案を国会に提出
- 2035削減目標の履行に向けた部門別削減目標を設定（2025年下半期）

➤ 地域主導の環境づくり

- 基礎自治体が履行する基本計画の策定（～2025年4月）、炭素中立サポートセンターの拡大（2025年57ヵ所）
- 炭素中立先導都市（4ヵ所）の本格的な造成、地域特化型グリーン産業クラスター活用企業の研究・実証・商用化の支援及び特性化大学院との連携
- 水熱クラスター、住民参加型水上太陽光、バイオガス等の再生可能エネルギーの拡大

➤ 産業の各部分に合わせた対策の推進

- 石油精製、鉄鋼業種など多排出業種による協議体の運営、サプライチェーン単位のESG支援
- 炭素革新技術支援実証事業（2025年100億ウォン）の推進、ワンストップパッケージ支援、環境安全統合管理システムの構築
- **無公害車の普及促進**
 - 性能・安全性の高い電気自動車への補助金拡大、割引水準に比例した補助金の提供
 - 主要生活空間周辺の急速充電器の拡充（2024年3,100基 → 2025年4,400基）、スマート制御充電器の本格導入（9.1万台）、移動型充電器の積極的活用
 - 水素自動車の性能に応じて補助金を段階的に支給、天然ガススタンドは水素ステーションへ移行
- **循環型経済社会への転換推進**
 - プラスチック製品の再生原料使用目標を2030年30%に設定（2024年3%、2025年10%）
 - 使い捨てカップ保証金制の全国拡大基調を維持し、段階的に拡大
 - 地域の祭り等でのリユース容器の使用拡大、宅配におけるリユース転換実証事業（洗浄等の支援）の推進
 - 電気自動車廃バッテリー再生原料生産認証制の導入、人工知能電子廃棄物の回収・リサイクル実証事業の推進
 - フッ素系冷媒原料の代替物質への段階的転換、再生冷媒の使用拡大
- **市場メカニズムによるグリーン産業の牽引**
 - 温室効果ガス削減企業にベネフィットを与え、活性化した炭素市場が企業の削減を牽引する好循環の創出
 - 温室効果ガス排出権の有償割当の拡大（2026年以降、発電部門の有償割当を大幅引き上げ）
 - 銀行・保険会社など機関投資家の排出権市場への参加、金融商品（先物など）の導入
 - 自発的な炭素市場の活性化及び官民合同の炭素クレジット市場専任班（TF）の構築

➤ **中小企業に対するグリーン金融支援の拡大**

- グリーン分類体系の改善を通じて、グリーン投資・気候分野の経済活動の類型を拡大
- 中小・中堅企業にグリーン転換保証（1,400億ウォン）を通じて1.5兆ウォンの資金を調達
- グリーン産業の継続的な受注・輸出拡大、グリーン産業輸出ファンド（約4千億ウォン）の造成

● **環境福祉**

➤ **環境セーフティネットの構築**

- 日常生活空間における環境危害要因の最小化、国民生活密着施設を中心に排出源の監視、換気・低減設備の支援など、オーダーメイドの対策を推進
- 室内環境コンサルティング（5千ヵ所）及び環境保健利用券制度の本格施行

➤ **有害化学物質取扱施設と生活化学製品の安全管理強化**

- 有害化学物質取扱施設の段階的な安全基準の適用、現場点検（年3,500回）の拡大
- 生活化学製品原料の有害性情報を等級化（安心/良好/普通/関心）し、自律的な安全情報の公開を本格施行、安全性調査の拡大（2025年4千件）とオンライン流通の常時監視も大幅に拡大（2025年4.5万件）

➤ **環境危害物質による被害の迅速な救済**

- 加湿器殺菌剤の社会的協議体を構成し、「加湿器殺菌剤の被害救済のための特別法」改正を推進（2025年下半年期）
- 環境被害に対する健康被害調査、紛争調停、被害救済まで一度の申請で解決できるワンストップサービスを本格施行

➤ **国土の自然生態学的価値の増進及び幅広い享受基盤の構築**

- 自然保護地域の拡大、24ヵ所目となる金井山国立公園の新規指定、2030年までに国立公園の年間利用者数5千万人を達成
- 生物多様性保全活動がESG実績として認められるように制度化し、企業の参加を誘導

- 国立公園111（公園、探訪滞在施設、テーマ）プロジェクト、森の中の結婚式の推進（4月～11月）
- ダム周辺地域、難開発汚染地を中心に環境サービスを強化

2) 2025年に新規導入される10の政策

① 排出権取引制度への市場参加者の拡大及び市場の柔軟性向上

- 銀行及び保険会社、ファンドマネージャー等の機関投資家も排出権市場に参加（2月）
- 繰越可能排出権の規模が純売却量の3倍から5倍に拡大（6月）

② グリーン転換保証事業で気候技術分野の強小企業に1.5兆ウォン規模の保証

- グリーン転換保証事業（1,400億ウォン規模）を新たに推進し、1.5兆ウォン相当の保証を提供

③ 地方河川10ヶ所の国家河川への昇格・管理

- 国家河川に昇格した河川については、治水計画を優先的に推進

④ 浄水場の衛生安全認証制度の施行

- 広域、地方浄水場の衛生安全認証制度を施行

⑤ 化学物質規制の国際水準への改善

- 新規化学物質の製造・輸入前登録義務の基準を年間0.1トン以上から、欧州連合（EU）等の国際的な水準に合わせて年間1トン以上に変更
- 申告対象である年間1トン未満の化学物質については、申告物質情報を国民に公開し、政府が申告資料の適正性を検討（8月）
- 化学物質規制（取扱施設の検査周期、営業許可の義務等）は、今年8月から危険度と取扱量に応じて段階的適用

⑥ 地域の状況・環境への影響を踏まえた環境影響評価制度の差別的運営

- 小規模事業については、流域・地方環境庁の評価に代えて市・道が条例により環境影響評価を行う場合は、地域の状況を考慮して自主評価（2月）
- 環境への影響が軽微な事業は迅速評価、環境への影響が大きい事業は深層評価

を行う形で、環境への影響に比例して評価手続を差別化（10月）

⑦ 若者と多子世帯への電気自動車補助金支援の拡大

- 初めて車を購入する若者が電気乗用車を購入する場合、国費20%を追加支援

⑧ 炭素中立ポイント制の支給項目の拡大

- 「自転車の利用」と「食べ残しゼロの実践」項目が追加され、12項目に拡大（2月）

⑨ 健康被害調査・紛争調整・被害救済のワンストップサービスの実施

- 環境紛争調整被害救済委員会への一度の申請で迅速な環境被害の救済が可能

⑩ 公共部門におけるバイオガス生産目標制の施行

- 公共部門におけるバイオガス生産目標制が本格施行
 - 公共義務生産者は、バイオガス生産目標率に基づき、2025年50%、2045年80%まで段階的にバイオガス生産割合を拡大

2. 2025年環境部業務計画における後続措置の主な内容

1) 環境部の主な業務進行計画

- 民生経済現場のコミュニケーション強化
 - 環境部の業務計画発表（1月10日）に基づき、国民安全、民生経済に係る政策現場のコミュニケーションを強化
- 環境部の業務計画に合わせ、室・局別の主要業務計画を順次発表
 - 水管理政策室（発表済み）、自然保護局、気候炭素政策室、環境保健局など順次プレスリリースを配布し、ブリーフィングを行う予定

2) 水管理政策室の業務計画

- 洪水防御体系の構築
 - 気候対応ダムは地域の合意形成が図れた候補地を確定し、後続手続を進行
 - ダム周辺地域整備事業の予算を2倍に拡大、反対地域とは対話を継続
 - ダム建設管理法施行令を改正し、今年3月に公布予定
 - 国家河川に昇格した20の河川の整備に本格的に着手

- 昇格した河川は「治水安全度1/100年（100年に一度の割合で発生する洪水に対して安全な川）」の治水対策を推進
- 2035年まで計535億の整備予算を昇格河川に集中投資
- 自治体との協力体制を強化し、脆弱な河川施設を中心に点検を実施
- **人工知能による洪水予報の改善**
 - 予報精度の向上、デジタルツイン（DT）及び知能型閉回路テレビジョンとの連携を通じて、立体的な洪水予報体系へ改善
 - 洪水状況の3次元仮想空間での再現、事前に脆弱地域を確認・点検し、対応計画を策定
- **下水道施設の重点整備及び基盤施設の拡充により都市浸水への対応力強化**
 - 下水道整備重点管理地域を220ヶ所以上に拡大
 - 下水道インフラの拡充に2025年計3,138億ウォンを投資
 - 道林川流域の地下防水水路の建設、ソウル江南駅と光化門地域の大深度雨水トンネル（雨水貯留廃水施設）設置事業の本工事は2025年10月に着工
- **安定した水供給**
 - **洛東江流域の取水源多角化事業を継続的に推進**
 - （洛東江上流）安東ダムを活用し、大邱・慶尚北道地域に46万トン/日の水を供給する方策に取組み
 - （洛東江下流）昌寧・宜寧・陝川で河岸ろ過水・伏流水を開発し、90万トン/日の水を釜山・慶尚南道の一部地域に供給する計画
 - **半導体、二次電池等の先端産業団地の適期用水供給施設の造成**
 - （龍仁半導体特化団地）107万トン/日供給可能な施設のうち、第1段階（国家産業団地、31万トン/日）区間について基本及び実施設計に優先的に着手
 - （浦項二次電池特化団地）2.1万トン/日の用水供給施設の造成設計の推進
 - 広域上水道（8ヶ所）及び工業用水道（3ヶ所）の追加拡充
 - **干ばつ等に備えた代替水資源（地下水貯留ダム、海水淡水化等）施設の拡充、水の再利用を活性化するための制度改善の推進**

- 島嶼部・内陸部など水供給脆弱地域への地下水貯留ダムの拡大
 - 2025年に設計4ヵ所、工事8ヵ所、計12ヵ所の地下水貯留ダム設置事業を推進
 - 大山臨海産業地域の海水淡水化施設は今年末の竣工（10万トン）を計画
- 流出した地下水を造園用、清掃用、冷暖房用等に活用できるよう支援
- 水質安全管理の強化
 - 緑藻発生 of 深刻化に対応するため、家畜糞尿等の高濃度汚染源を集中管理
 - 家畜糞尿の公共処理予算として2025年1,167億ウォンを編成
 - 牛糞を活用して固体燃料を生産する実証事業を推進
 - 非点汚染低減施設統合管理事業を推進し、緑藻除去船を36隻に拡充
 - 水質汚染事故指揮本部である水質汚染統合防除センターを大邱国家産業団地内に構築
 - 今年10月に設計を完了し、12月に着工、2027年に完成予定
 - 産業廃水インフラの管理強化
 - 産業団地の緩衝貯留施設及び廃水管路の技術診断の義務化を施行（1月）
 - 緩衝貯留施設の設置に予算1,624億ウォンを投じ、対応体制を構築
 - 微量汚染物質水質測定センターを4大河川全体へ拡大構築
 - 栄山江水質測定センターは今年8月に竣工し、金剛センターは7月に着工
 - 洛東江水質測定センターは微量汚染物質を103種まで拡大し、常時監視
 - 水システム構築関連予算（44事業、2.8兆ウォン）の上半期の早期執行
 - 国家河川整備、下水管路整備、地下水管理、緩衝貯留施設の設置等の予算を第1四半期44.1%（1.3兆ウォン）、上半期70.1%（2兆ウォン）と早期に執行

3) 2025年の主な発表方針

- 気候危機への対応、二次電池の循環利用など2025年主要政策の発表時期
 - 2050炭素中立グリーン成長委員会第2期発足（2月）
 - 気候ダム基本対策及び二次電池循環利用総合対策（3月）

- 夏季の洪水対策（5月）
- 微細プラスチック対応戦略及び自発的炭素市場の活性化方策（6月）
- 2035年国家温室効果ガス削減目標の策定（9月）
- 国家気候危機適応対策（12月）

III. 環境部の人事動向

発令日	対象者	前勤務地	現勤務地
2025年3月4日	高位公務員 ジン・ミョンホ	洛東江流域環境庁長	大統領秘書官室 先任行政官
	高位公務員 ソ・フンウォン	大邱地方環境庁長	洛東江流域環境庁長
	高位公務員 ソン・ホソク	全北地方環境庁長	錦江流域環境庁長
	高位公務員 イ・ヨンソク	首都圏大気環境庁長 支援勤務	首都圏大気環境庁長 支援勤務解除
	書記官 チョン・ミョンギョ	錦江流域環境庁 環境管理局長	国際協力官室 グリーン産業海外進出 TFチーム長
2月27日	チュ・デヨン		国立公園公団 理事長
2月25日	高位公務員 チョン・ウンヘ	温室効果ガス 総合情報センター長	企画調整室 国際協力官
	首席専門官 イ・ヒョンソプ	気候変動政策官室 国際協力課長	国際協力官室 国際協力担当官
	書記官 カン・ブヨン	気候変動政策官室 気候変動国際協力チーム長	国際協力官室 国際環境協約チーム長
	科学技術書記官 イ・ソヒョン	気候変動政策官室 国際開発協力チーム長	国際協力官室 国際開発協力チーム長
	環境研究官 イ・ジョンチョン	国立環境科学院 環境基盤研究部長	国立環境科学院 気候炭素研究部長
	工業研究官 パク・ジュンホン	国立環境科学院 研究戦略企画課	国立環境科学院 気候炭素研究部 モビリティ環境研究センター長
	工業研究官 クォン・サンイル	国立環境科学院 交通環境研究所長	国立環境科学院 気候炭素研究部

			モビリティ環境研究センター
2月17日	書記官 ペ・ヒョンジン	水利用政策官室 水道企画課長	副理事官に昇進
	書記官 イ・チャンギョ	自然保全局 自然公園課長	副理事官に昇進
2月16日	高位公務員 キム・ドング	漢江流域環境庁長	名誉退職
2月15日	副理事官 チョン・ファンジン	グローバルトップ グリーン産業推進団長	国務調整室派遣 (微小粒子状物質改善企画団)
2月10日	副理事官 ジン・ミョンホ	監査官室 監査担当官	一般職高位公務員 洛東江流域環境庁長
	副理事官 パク・ピョンオン	水資源政策官室 水管理総括課長	休職
	科学技術書記官 ハン・ジュンウク	監査官室 環境調査担当官	監査官室 監査担当官
	書記官 ユ・ソン	監査官室 監査担当官室	監査官室 環境調査担当官
	科学技術書記官 キム・ボムジク	環境部	水利用政策官室 水産業協力課長
2月3日	高位公務員 ノ・ヒギョン	環境部	国立生物資源館 生物資源活用部長
	書記官 ピョン・サンユン	政策企画官室 企画財政担当官室	派遣勤務(蔚山広域市)
1月31日	書記官 チョン・ウィソク	環境保健局 加湿器殺菌剤被害救済 対応チーム長	環境保健局 環境被害救済課長
	書記官 ノ・ジョンジュ	大気環境政策官室 交通環境課	漢江流域環境庁 環境監視団長
	首席専門官 ソ・ミンア	環境保健局 被害救済課長	化学物質安全院 企画運営課長
	イム・サンジュン	-	韓国環境公団 理事長
1月24日	書記官 チェ・ジェウン	榮山川流域環境庁 環境管理局長	榮山江洪水統制所長
	科学技術書記官 キム・ヨンシク	派遣勤務(蔚山広域市)	榮山川流域環境庁 環境管理局長
1月20日	高位公務員 イ・ユルボム	原州地方環境庁長	名誉退職

	高位公務員 チョ・ヒョンス	環境部	原州地方環境庁長
	高位公務員 イ・チェウン	大統領秘書室 前任行政官	教育訓練 (国家公務員人材開発院)
	高位公務員 キム・ジヨン	環境保健局 環境保健政策課長	教育訓練(防衛大学校)
	副理事官 ヤン・ハンナ	気候変動政策官室 気候経済課長	大気環境政策官室 大気環境政策課長
	副理事官 ホン・ギョンジン	大気環境政策官室 大気環境政策課長	環境保健局 環境保健政策課長
	書記官 チョン・ユンファン	環境部	政策企画官室 規制改革法務担当官
	書記官 キム・マル	政策企画官室 規制改革法務担当官	気候変動政策官室 気候経済課長
	書記官 ヒョン・ソンホ	水利用政策官室 水産業協力課長	教育訓練(統一教育院)
	書記官 ユ・ユンホ	梁山江洪水統制所長	教育訓練(KAIST)
1月17日	副理事官 チェ・ソンドウ	温室効果ガス総合情報センター 削減目標チーム長	名誉退職
	書記官 チョ・ヨンウク	温室効果ガス総合情報センター 削減目標チーム支援勤務	温室効果ガス総合情報センター 削減目標チーム長
1月16日	高位公務員 チュ・デヨン	環境部	名誉退職
1月1日	書記官 チョン・ユンファン	自然保護局 野生動物疾病管理チーム長	環境部
	書記官 ソン・ナレ	政策企画官室 企画財政担当官室	国立環境人材開発院 教育企画課長

関連構成員

吳精敏(オ・ジョンミン)

弁護士

T 02.3404.6529

E jeongmin.oh@bkl.co.kr

方鍾植(バン・ジョンシク)

外国弁護士(ニューヨーク)

T 02.3404.7588

E jongsik.bang@bkl.co.kr

丘道衡(ク・ドヒョン)

弁護士

T 02.3404.0857

E dohyung.koo@bkl.co.kr

法務法人(有限)太平洋のニュースレターに掲載されている内容や意見は、一般的な情報提供のみを目的に発行されており、法務法人(有限)太平洋の公式的な見解や何らかの具体的な事案に対する法的意見を差し上げるものではないこと、ご了承ください。ニュースレターに関するお問い合わせは、上記の連絡先までお問い合わせいただきますようお願いいたします。